



「宮っ子のいえアドバイザー」を派遣 空きスペースをつどい場へ

市は、空き家や自宅の空きスペース、マンションの集会室等を活用し、地域住民等が集う場（以下、つどい場）の開設を検討している人・団体に対して、住まいやまちづくりの専門家「宮っ子のいえアドバイザー」を派遣しています。費用は無料。

派遣対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家や住まいの空きスペースで、つどい場を開設するなど、地域コミュニティ形成を目指す人や団体 ▶ 集会所等を活用してつどい場開設等を目指す分譲マンションの管理組合 ▶ 環境や防災等に配慮した住まいに関する学習の場づくりに地域単位で取り組む団体 ▶ 高齢者や障害者など住まいの確保に配慮を要する人へ地域単位で居住支援に取り組む団体
派遣アドバイザー	建築士、マンション管理士、福祉住環境コーディネーターなどの資格取得者
相談時間	1回当たり原則3時間まで（1件当たり5回まで派遣可）

※派遣を希望する場合は、事前にすまいづくり推進課へ連絡を

問 すまいづくり推進課 (0798・35・3761) (HP) 48938529



マンション管理についての悩みを解決 専門家を派遣します

市は、分譲マンションの適切な維持管理や建替え、改修等を行う管理組合等に対して、必要な知識・情報等の提供や助言を行う専門家（マンション管理士、一級建築士など）を派遣しています。費用は無料。

対象	市内にある分譲マンションの管理組合等
相談時間	1回当たり原則2時間まで
派遣回数	1マンション当たり年度内に3回まで
受付期間	来年1月26日まで（派遣は2月29日まで） ※予算が無くなり次第終了

※派遣を希望する場合は、事前にすまいづくり推進課へ連絡を

問 すまいづくり推進課 (0798・35・3772) (HP) 65134472

除却予定の
建築物も対象

調査費・除去工事費を補助 吹付けアスベスト

市は、アスベストの飛散から皆さんの健康被害を予防するため、吹付けアスベストに関する調査費用、除去工事費用の一部に対し補助を行っています。申込方法など、詳しくは市のホームページで確認を。

	対象	補助金額（消費税等除く）
調査費補助	アスベストを含有している恐れのある吹付け建物が施工されている建築物	全額 （上限25万円）
除去工事費補助	吹付けアスベストまたはアスベスト含有吹付けロックウールが施工されている建築物	工事費の3分の1 （上限100万円）

問 建築指導課 (0798・35・3918) (HP) 49575777

消費生活 ガイド



トラブルにあったら
消費生活センターに相談を。
0798・64・0999

脱毛のエスティックサービス（以下、脱毛エステ）の相談が若年層から急増しています。契約金額が高額であることが多く、深刻なトラブルに発展するケースがみられます。

【事例①】無料脱毛体験の広告を見てサロンに行ったところ、「継続しないと効果がない。今ならお得なプランがある」などと勧誘され、高額なコースを申し込んでしまった

【事例②】脱毛エステに通い放題の高額なコースに申し込んだ

急増！脱毛エステのトラブル

が、サロンの運営会社が倒産し、返金もされなかった

【アドバイス】広告等で一見安価に見えても、うのみにせず、契約内容をよく確認しましょう。また、運営会社の倒産や、消費者側の急な事情の変化によるリスクもあります。通い放題や長期以外のプランも検討しましょう。

契約内容により、クーリング・オフや中途解約できる場合があります。困った時は、消費生活センターに相談してください。

上下水道局からのお知らせ

水質検査計画に基づき 厳しい水質管理で安全な水道水をお届け

水質検査計画とは？

定期的に行う水質検査の項目・採水地点・頻度などを定めたもので、水源の種別・状況、浄水処理方法などを考慮して策定しています

内容は市のホームページで確認できます→



項目

法律で義務付けられた水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目（★）や市独自の項目を含め、最大で約200項目の検査を実施
（★）水道水中で検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目（農薬類等）

採水地点・頻度等

鳴尾・丸山の各浄水場で浄水処理した水のほか、阪神水道企業団・兵庫県営水道から購入した水道水を皆さんに供給。浄水場の井戸や貯水池等の水源7カ所、配水池等10カ所、市内の蛇口14カ所で採水した水を、毎月または3カ月ごとに検査

※市内12カ所の配水管末水質監視装置では、色度、濁度、残留塩素を24時間監視

問 浄水課 (0798・74・6623) (HP) 14745530

水道工事費の貸付

赤水が出たり、水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取り替え工事には、貸付制度があります。対象は給水装置の改造工事です。

貸付
制度

配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。
上限30万円で無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還

問 給水装置課 (0798・32・2230) (HP) 69459310

水道料金・下水道使用料の減免制度

水道料金・下水道使用料の一部を減免する制度があります。

対象	必要書類	申請窓口
「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳A」または「精神障害者保健福祉手帳1級」を持つ人が在宅している世帯	・「水道ご使用量等のお知らせ」 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	障害福祉課 (市役所本庁舎1階)
「身体障害者手帳3級」と「療育手帳B1」の両方を持つ人が在宅している世帯	・精神障害者保健福祉手帳	
家族介護慰労金を受給している世帯	・「水道ご使用量等のお知らせ」	高齢介護課 (市役所本庁舎1階)

問

上下水道局電話受付センター

(0798・32・2201、0797・61・1703、078・904・2481)

【受付時間】午前8時45分～午後8時（土・日曜、祝・休日は5時半まで）

※上下水道の使用開始・中止の申込、漏水修繕などについても受付

海外渡航時の感染症に注意！

海外からの帰国時に国内へ感染症が持ち込まれるケースが増加しています。また、日本でほとんど発生していない、食べ物や水を介した消化器系の感染症が流行している地域も多く、注意が必要です。

海外で感染症を予防するため、正しい知識を身につけましょう。



海外渡航前に流行状況をチェック

厚生労働省検疫所のホームページなどで、渡航先の感染症の発生状況について事前に情報を入手



厚生労働省
検疫所HP



蚊や動物、ダニが媒介する感染症に注意

蚊に刺されそうな場所では、長袖長ズボンを着用して肌の露出を避ける。虫よけスプレーなどの使用も



これまでに受けた予防接種の確認を

海外に渡航する前に、これまでに受けた予防接種を確認する。予防接種の種類によっては、数回接種する必要あり。余裕をもって医師に相談を



帰国時、帰宅後に体調が悪くなったら

帰国時に発熱等、健康に不安のある人は、空港や港の検疫所に相談を。
※帰国後に症状が出た場合は、受診前に医療機関に電話し、海外渡航歴と症状を伝え、医療機関の指示に従って受診を

問 保健予防課 (0798・26・3675) (HP) 32653220